

第201600131367号
平成28年12月6日

公益社団法人 鳥取県宅地建物取引業協会会長 様

鳥取県県土整備部治山砂防課長



土砂災害警戒区域の指定等について（通知）

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域として、別添写しのとおり指定等がされたので御承知ください。

なお、今回指定等した区域については、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第35条第1項第2号及び第14号に規定する重要事項の説明義務が生じることを申し添えます。

対象市町村：江府町

担 当

企画調査担当 岡田、横河

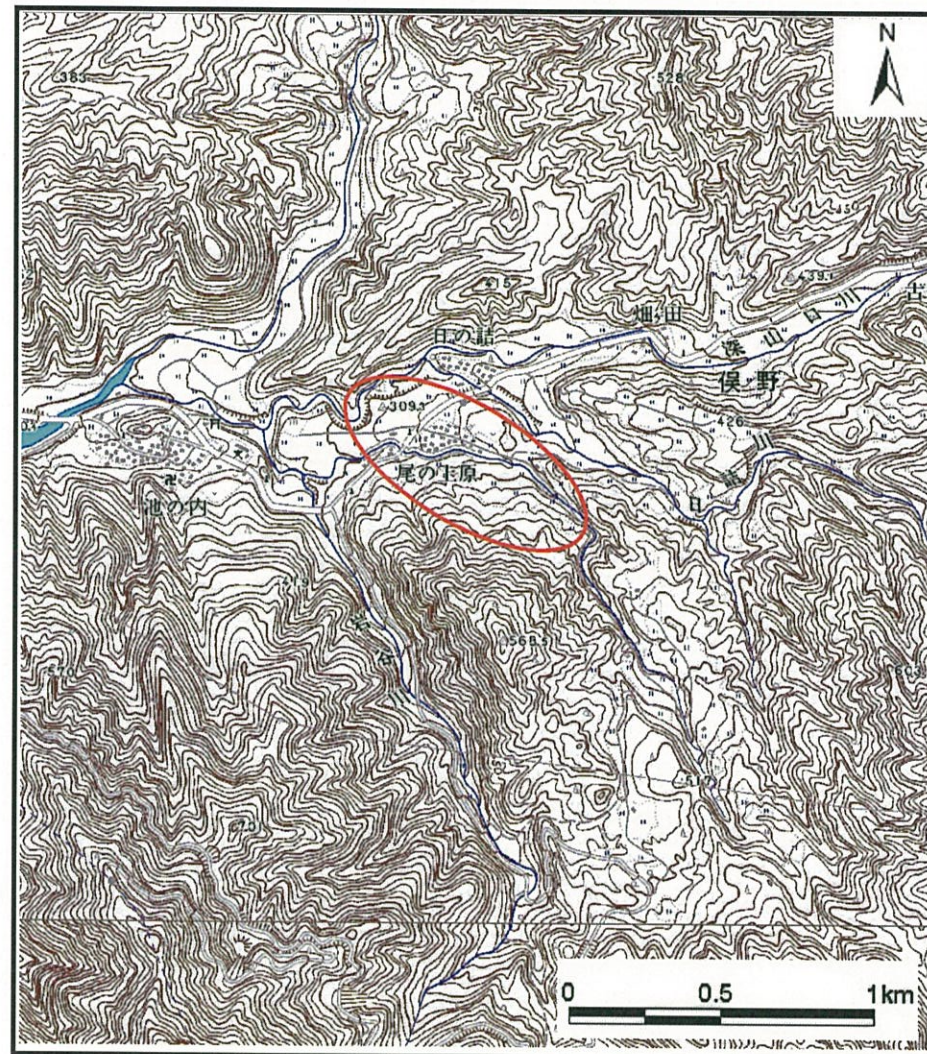
電 話：0857-26-7819

ファクシミリ：0857-26-8130

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書（その1）



(1/200,000)



(1/25,000)

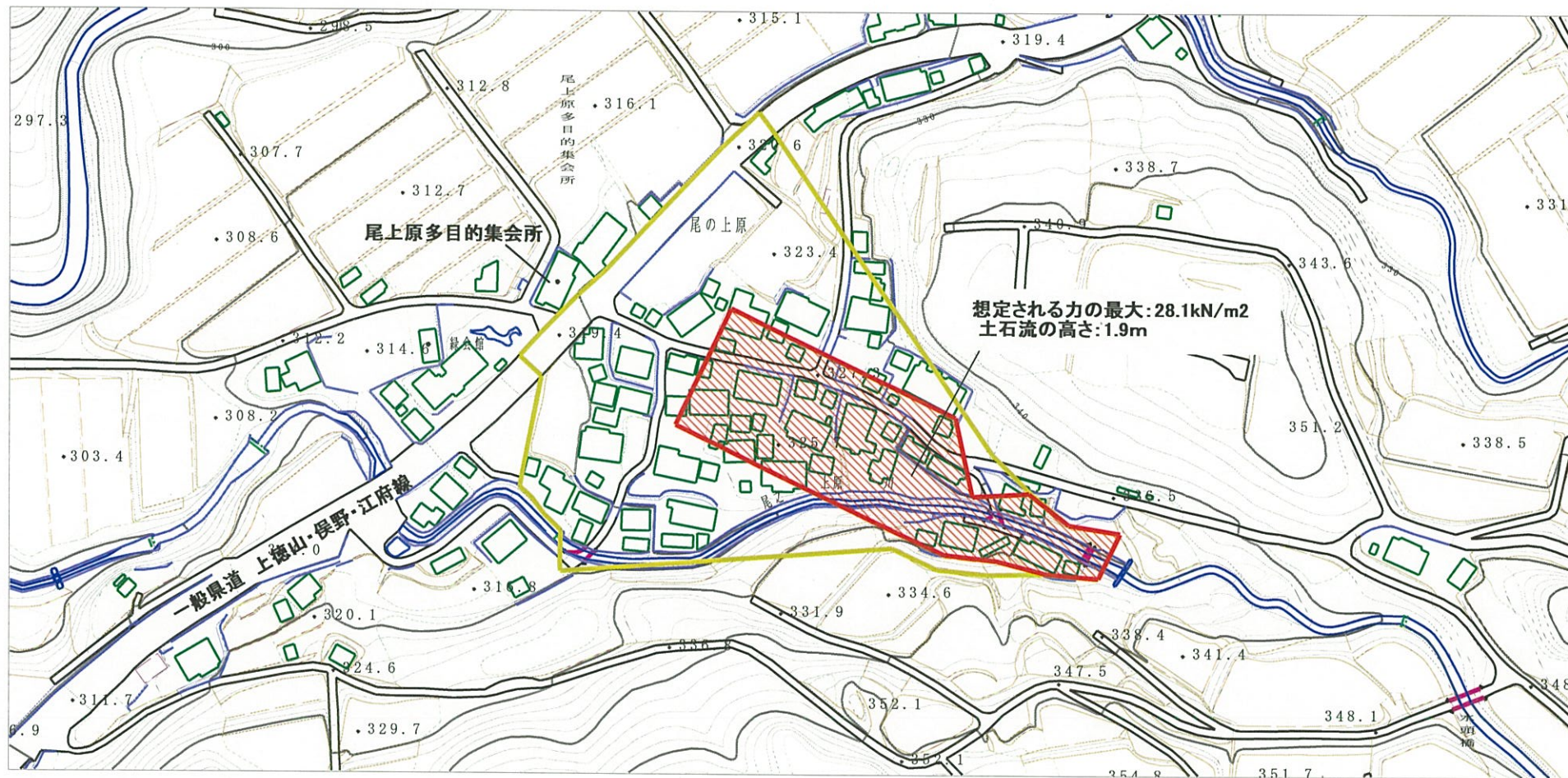
様式-1(土)

土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 位置図

自然現象の種類	土石流
溪流番号	I-1-3-38-212
溪流名	尾上原川
所在地	鳥取県日野郡江府町俣野

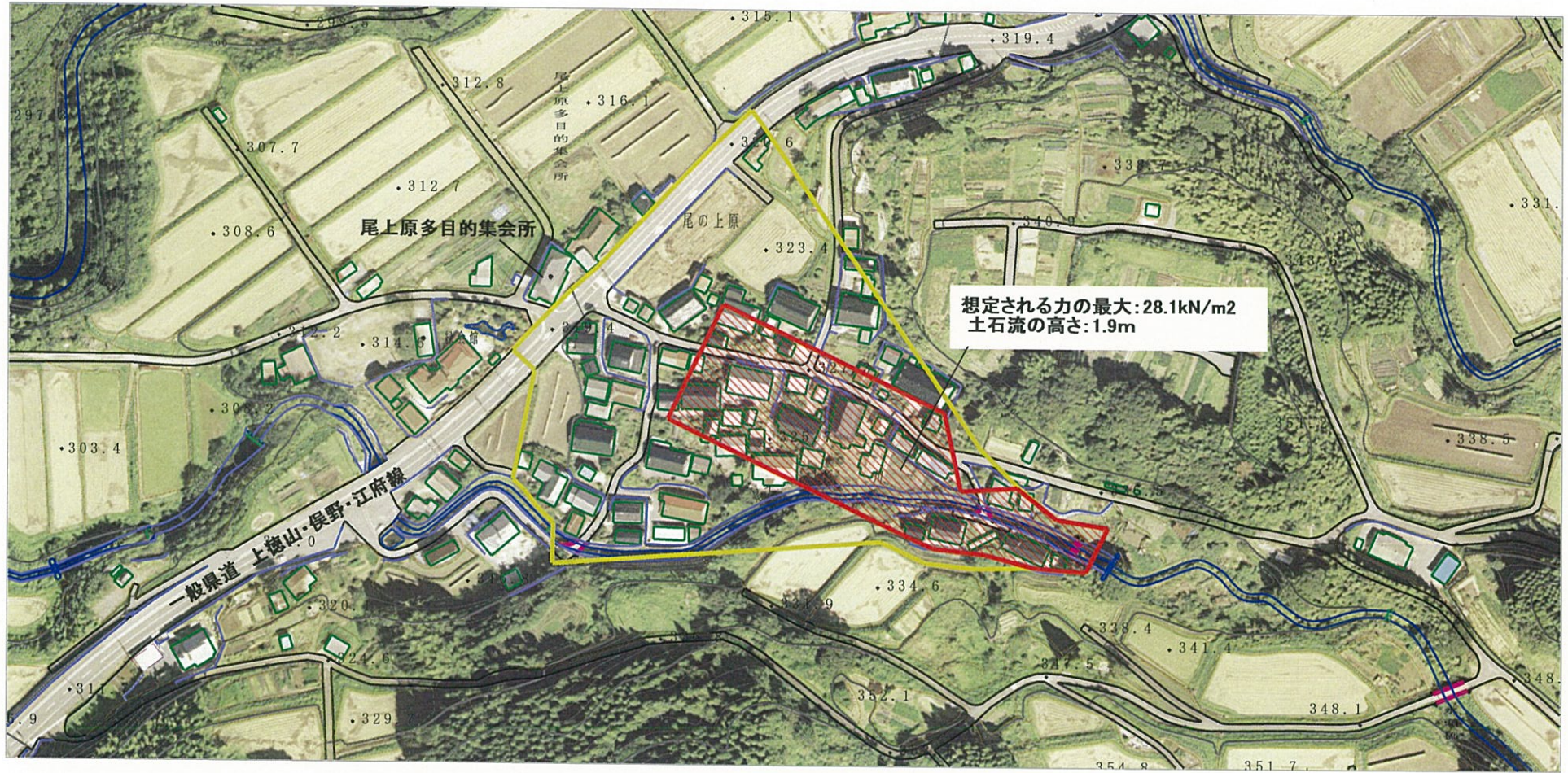
この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の20万分の1・2万5千分の1の地形図を複製したものである。(承認番号 平28情復 第478号)

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書（その2）



様式-2 (土) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域図	土砂災害警戒区域		N 縮尺 1:2,500	自然現象の種類	土石流	溪流番号	I-1-3-38-212
	土砂災害特別警戒区域	土石流の高さが1mを超える場合、土石等の移動による力が50kN/m ² を超える区域			告示番号	県告示第724号(Y) 県告示第644号(R)	溪流名
		土石流の高さが1mを超える場合、土石等の移動による力が50kN/m ² 以下の区域		告示年月日	H28.12.6(Y) H27.9.18(R)	所在地	鳥取県日野郡江府町俣野
	それ以外の区域						

参考資料 (その3)



0 1 ×100m

参考資料

※この資料は、航空写真を活用し、住民のみなさまにわかりやすくしたものです。

土砂災害警戒区域

土砂災害特別警戒区域

土石流の高さが1mを超える場合、土石等の移動による力が50kN/m²を超える区域

土石流の高さが1mを超える場合、土石等の移動による力が50kN/m²以下の区域

それ以外の区域



縮尺
1:2,500

自然現象の種類

告示番号

告示年月日

土石流

県告示第724号(Y)
県告示第644号(R)

H28.12.6(Y)
H27.9.18(R)

溪流番号

溪流名

所在地

I-1-3-38-212

尾上原川

鳥取県日野郡江府町俣野



鳥取県公報

平成 28 年 12 月 6 日 (火)

第 8 8 5 7 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	指定居宅サービス事業者の指定 (721) (東部福祉保健事務所) 2
	指定介護予防サービス事業者の指定 (722) (〃) 2
	指定介護予防サービス事業の廃止の届出 (723) (〃) 2
	土砂災害警戒区域の区域の変更 (724) (治山砂防課) 2
	開発行為に関する工事の完了 (725) (西部総合事務所生活環境局) 3
◇ 公 告	自衛官の募集 (危機対策・情報課) 3
	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (警察本部生活安全企画課) 4

告 示

鳥取県告示第721号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成28年12月6日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社モストブリスク	レコードブック鳥取西品治	鳥取市西品治751-1	平成28年12月1日	通所介護

鳥取県告示第722号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成28年12月6日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社モストブリスク	レコードブック鳥取西品治	鳥取市西品治751-1	平成28年12月1日	介護予防通所介護

鳥取県告示第723号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成28年12月6日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
社会福祉法人地域でくらす会	デイサービス吉方温泉いくのさん家	鳥取市吉方温泉一丁目406	平成28年10月19日	平成28年11月30日	介護予防通所介護

鳥取県告示第724号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づく土砂災害警戒区域の指定を次のとおり変更するので、同条第4項の規定により告示する。

平成28年12月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土砂災害警戒区域の指定を変更する市町村の名称
江府町
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 3 土砂災害警戒区域の名称
区域の変更に係るもの
尾上原川（I-1-3-38-212）

4 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県土整備部治山砂防課及び西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局並びに江府町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第725号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により告示する。

平成28年12月6日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

- 1 開発許可の年月日及び番号
平成28年8月23日 鳥取県指令第201600080632号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
境港市新屋町字一ツ家灘2458-5の一部
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
境港市中野町566
永井純季

公 告

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条及び第117条第1項(第118条においてその例によることとされた場合を含む。)の規定に基づき、平成28年度第2回自衛官候補生(女子)募集に係る募集期間等について、次のとおり告示する。

平成28年12月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 採用する自衛官候補生(女子)予定数
陸上要員 若干名
- 2 募集期間
平成28年12月6日(火)から同月19日(月)まで
- 3 試験種目
筆記試験(国語、数学、社会及び作文)、口述試験、適性検査及び身体検査
- 4 試験期日及び試験場
 - (1) 試験期日
平成28年12月21日(水)
 - (2) 試験場
陸上自衛隊米子駐屯地(米子市両三柳2603)
- 5 合格発表予定日
試験実施日に示す日
- 6 採用予定時期
平成29年3月下旬又は4月上旬(詳細は、採用予定通知書で通知)
- 7 応募資格
採用予定月の1日現在で18歳以上27歳未満の日本国籍を有する者で、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第38条第1項に定める欠格事由に該当しないものであること。
- 8 問合せ先
 - (1) 各市役所及び町村役場(自衛官募集窓口)

(2) 自衛隊鳥取地方協力本部又は各事務所等

本部 (0857-23-2251)

鳥取募集案内所 (0857-26-4019)

倉吉地域事務所 (0858-26-2900)

米子地域事務所 (0859-33-2440)

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。)第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習(以下「技能講習」という。)を次のとおり開催する。

平成28年12月6日

鳥取県公安委員会委員長 小 谷 文 夫

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの

2 開催の日時、場所等

散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

大口径ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成29年1月17日 午前9時から午後 3時まで	岡山市北区御津伊田 2291 御津ライフル射撃場	大口径ライフル銃等 射撃	大口径ライフル銃等に適合する実包	6人
平成29年1月24日 午前9時から午後 3時まで	〃	〃	〃	〃

3 講習課目

(1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作

(2) 猟銃の射撃

固定されている標的に対する射撃

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料 12,300円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

6 携行品

- (1) 技能講習に対応した銃砲及び実包
- (2) 猟銃・空気銃所持許可証
- (3) 技能講習通知書

7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話0857-23-0110)又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。